

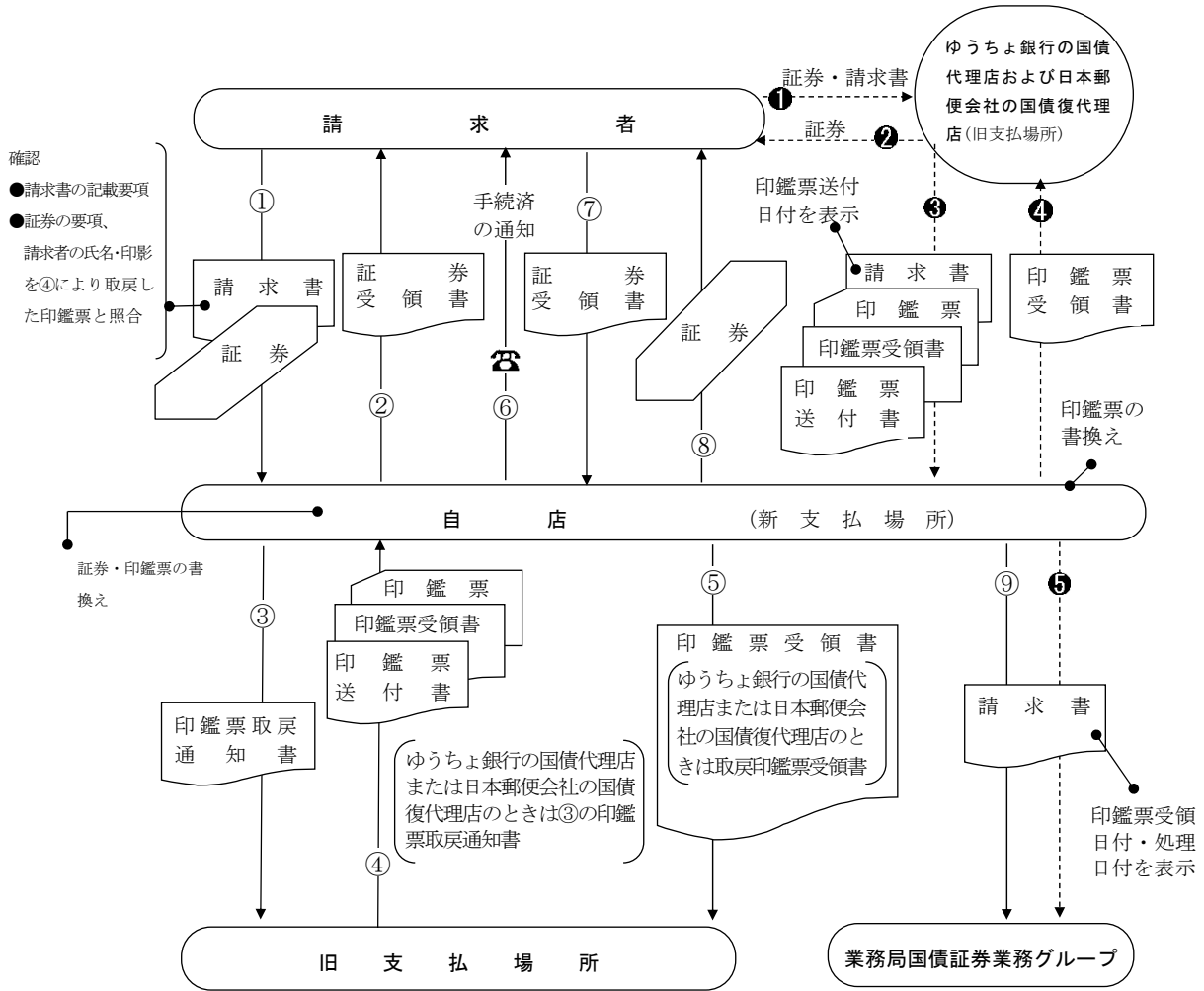
# 420 各種の請求

## 421 元利金支払場所変更の請求

### あらし

#### 1. 支払場所を他店から自店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

\* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書を提出させ、印鑑票を旧支払場所から取戻したうえ、証券・印鑑票に記載の支払場所を書換える。

#### 同時請求

同時に他の請求・届出を受けたときは、旧支払場所から印鑑票を取戻したうえ、それぞれの手続きをする。

⇒ 429参照・同時請求の取扱

- 元利金支払場所が変更される証券が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であるときは、次の点に留意する。

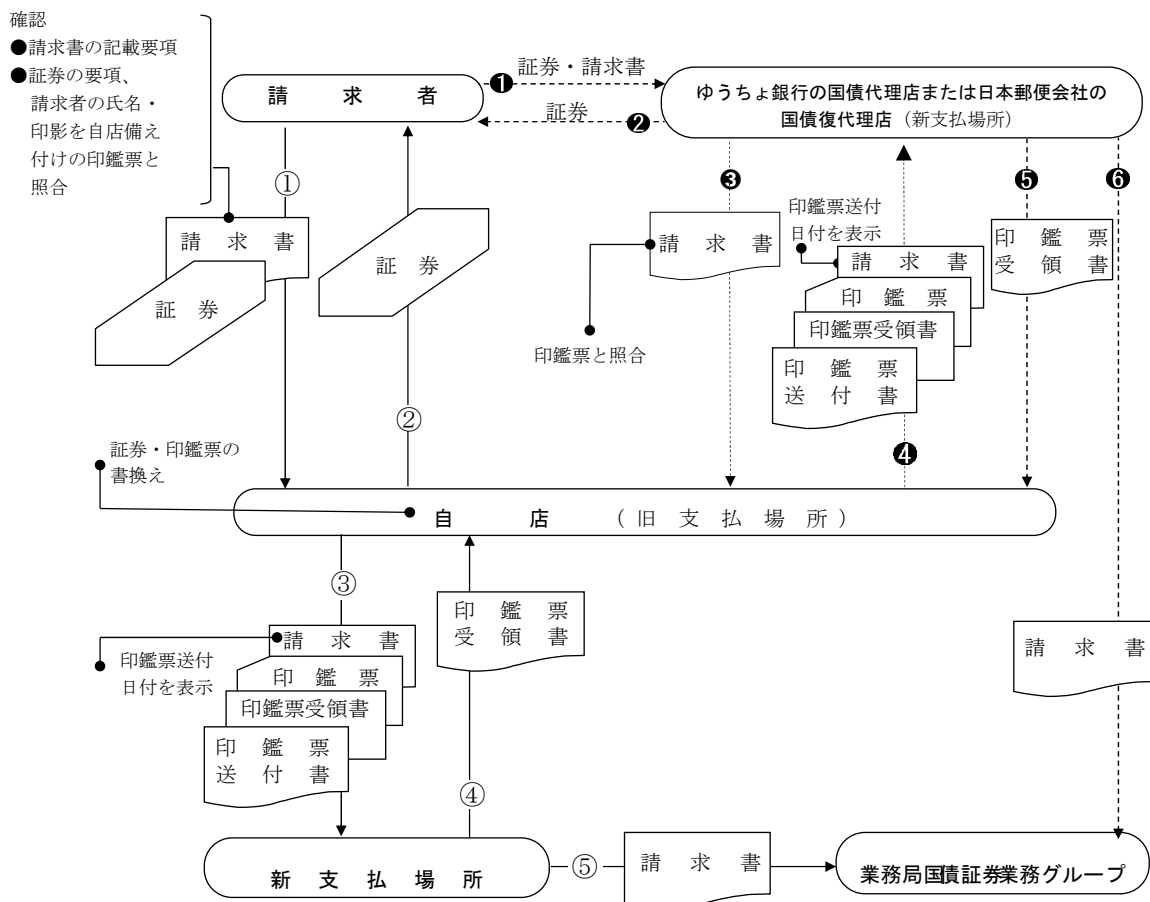
\* 自店は、上図中③において旧支払場所から印鑑票（見本証券添付分）を取戻すときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も取戻す。

⇒ 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を取戻すときの取扱は、416の2参照

- \* 自店は、上図中④において旧支払場所から印鑑票送付書・印鑑票受領書または印鑑票取戻通知書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
- \* 自店は、上図中⑤において旧支払場所へ印鑑票受領書または取戻印鑑票受領書に代えて証券類受領書を送付する。
- \* 自店は、上図中③において旧支払場所から請求書・印鑑票（見本証券添付分）の送付を受けるときは、当該印鑑票等と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）の送付を受ける。このとき、自店は当該旧支払場所から印鑑票送付書・印鑑票受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
- \* 自店は、上図中④において旧支払場所へ印鑑票受領書に代えて証券類受領書を送付する。
- 取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。  
⇒ 長期未払印鑑票・416①参照

## 2. 支払場所を自店から他店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

\* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書を提出させ、証券・印鑑票に記載の支払場所を書換え、印鑑票・請求書を新支払場所へ送付する。  
**同時請求** 同時に他の請求・届出を受けたときは、その請求・届出の手続きを先にする。  
⇒ 429参照・同時請求の取扱
- 元利金支払場所が変更される証券が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であるときは、次の点に留意する。
  - \* 自店は、上図中③および④において新支払場所へ請求書・印鑑票（見本証券添付分）を送付するときは、当該印鑑票等と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も送付する。このとき、自店は、新支払場所へ印鑑票送付書・印鑑票受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書を送付する。
  - \* 自店は、上図中④および⑤において新支払場所から印鑑票受領書に代えて証券類受領書の送付を受ける。

事務手順	取扱要領	
	支払場所を他店から 自店に変更のとき	支払場所を自店から 他店に変更のとき
①受付	他店 ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自店</span> (受付店)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自店</span> ⇒ 他店 (受付店)
	<p>○ 元利金支払場所変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書を提出させる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">請求書 記載例参照</span></p> <p>* 証券保管証書による請求を受けたとき ゆうちょ銀行が発行した「証券保管証書」による請求は、受付けることができない。</p> <p>● 「証券保管証書」は、ゆうちょ銀行の預金口座へ振替預入する方法により元利金の支払を行うため、証券を保管しているゆうちょ銀行が発行するもの。 この証券に関する請求・届出は、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店で受付けることとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">引揚者特別交付金国庫債券 慰労金国庫債券 <span style="float: right;">のとき</span> 特別葬祭給付金国庫債券</p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例610を参照のうえ取扱うこと。</p> </div> <p style="text-align: right;">○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p>	
②審査	<p>○ 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・枚数・金額と一致していることを確かめる。 ⇒ 支払場所名は、日本銀行のホームページ (<a href="https://www.boj.or.jp/">https://www.boj.or.jp/</a>) の代理店等の一覧参照</p> <p>● 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印（「支払済」の文言の表示を含む。)) が押されている証券については、請求を受付けることができない。 ⇒ 142②参照・廃印の取消方法</p>	

他 店 ⇒ **自 店**  
(受付店)

**自 店** ⇒ 他 店  
(受付店)

\* 証券に支払期日が到来している利賦札がついていても、そのまま請求を受付けてよい。

\* 支払期日到来分の利賦札があるときは、同時に元利金の支払を行うこととなる。  
⇒ 230参照・記名国債証券の元利払

③国債証券受領書の作成・交付

- 請求書の処理欄に店名・受付日付を表示する。  
⇒ 141②参照・受付証票類への店名など表示

- 受入れた証券により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。  
⇒ 413①参照・証券受領書の交付

④印鑑票の取戻し

- 旧支払場所から印鑑票を取戻す。  
⇒ 416①参照・印鑑票の取戻し
- \* 取戻す印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を取戻す。  
⇒ 416の2①参照・印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し

- 請求書の処理欄に「印鑑票取戻日付」を表示する。  
\* 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を取戻すときは、請求書の処理欄には上記の「印鑑票取戻日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。

	他 店 ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自 店</span> (受付店)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自 店</span> ⇒ 他 店 (受付店)
⑤証券・請求書の整理保管	○ 証券・請求書は、後記⑦～⑨の手続きをするまで自店に保管する。 ⇒ 4 1 2 参照・証券の整理保管	
⑥印鑑票との照合確認など	○ 印鑑票の送付を受けたときは、請求書の処理欄に「印鑑票受領日付」を表示する。 * 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票受領日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。	
⑦証券・印鑑票の書換え	○ 請求書に記載・押印されている証券の要項・枚数・金額、請求者の氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。 * 請求書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続きをする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱	
⑧請求者への通知	○ 証券・印鑑票に記載されている支払場所を書換える。 * 印鑑票の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 ⇒ 4 1 7 参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え	
	○ 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。	
	○ 請求者へ手続済の旨を電話などにより通知する。 * 前記③により交付している証券受領書を持参するよう伝える。 * 請求に際し、手続済の証券を郵送されたい旨の申出を受けているときは、上記受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続きをする。	

	他 店 ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自 店</span> (受付店)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自 店</span> ⇒ 他 店 (受付店)
⑨証券の返付	⇒ 419参照・証券の送付 請求  ○ 証券受領書と引換えに 証券を請求者へ返す。 ⇒ 413②参照・証券受領 書の回収	↓ ○ 証券を請求者へ返す。
⑩請求書などの送 付	○ 請求書は、前記⑦の手 続完了後、速やかに業務 局国債証券業務グループ へ送付する。	○ 請求書の処理欄に「印鑑 票送付日付」を表示したう え、印鑑票・請求書を新支 払場所へ送付する。 ⇒ 415①参照・印鑑票の 送付  * 送付する印鑑票が印鑑票 (見本証券添付分)である ときは、当該印鑑票と一緒 に見本証券(印鑑票毎配布 分)を新支払場所へ送付す る。このとき、請求書の処 理欄に上記の「印鑑票送付 日付」を表示するほか、同 欄の余白に「見本証券送付 日付」と記載し、その日付 を表示する。 ⇒ 見本証券(印鑑票毎配 布分)を送付するときの取 扱は、411①参照

請求書の記載例

支払場所を他店から自店に変更のとき  
(自店が請求を受けたときの例)

宛先 (日本銀行本支店名または代理店名)、日付および太枠の欄に御記入下さい。

書式 No. 200

記名国債証券元利金 (償還金) 支払場所変更請求書

〇〇  
日本銀行〇〇支店

(日付) 17. 10. 3

御中

郵便番号	××× - ××××
住所	鎌倉市御成町2-1-3
電話番号	0467 - 23 - 1234
氏名	甲野太郎



旧支払場所	〇〇郵便局
新支払場所	〇〇銀行〇〇支店

下記記名国債証券の元利金 (償還金) の支払場所を下記利賦札の払渡期から上記のとおり変更して下さい。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券		記名 甲野太郎							
記号	額面金額 千円	証券の番号 (右詰で記入)							利賦札の払渡期
い	300	1	2	3	4	5	6	7	③ 68年6月15日渡

(日本銀行記載欄)

合計 枚数	枚	合計 額面金額	千円
----------	---	------------	----

(取扱機関処理欄)

受付印 (当初受付けた郵便局名)	印鑑票取戻日付 (新支払場所) または 送付日付 (旧支払場所)	印鑑票受領日付 (新支払場所)	処理日付 (新支払場所)	業務局
④ 17. 10. 3 〇〇銀行〇〇支店	17. 10. 3	17. 10. 11	17. 10. 11	
⑤ 同時請求 (各請求書等それぞれ同時に提出すること) 記名変更    滅紛失    改印    住所変更    汚損引換				
⑥ 証券交付時変更 (日本銀行本支店・代理店だけの取扱) 新規発行証券    滅紛失代証券    汚損引換代証券				

① 法定代理人等から請求を受けたときの記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所  
(氏名)「甲野一郎(未成年者の氏名)  
親権者 甲野太郎(父)㊤  
甲野花子(母)㊤」

● 記名者または法定代理人等以外から請求を受けたときは、記名者または法定代理人等が作成した委任状を添付する。

② 捨印を押す。

③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)

④ 店名・受付日付を表示する(請求受付店だけ)。

⑤ } 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。

⑥ }

⇒ 429参照・同時請求の取扱